

令和 6 年度 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)
修了考査筆記試験問題

建設業災害防止協会滋賀県支部

◎合格基準

- (1) 修了考査の採点は、受講者が受講した各科目の配点の合計をもって満点とする。
- (2) 合格は、受験した各科目の得点が各科目の配点の 40 パーセント以上であって、かつ、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の 60 パーセント以上である場合とする。
- (3) 前項の合格基準に合致しない者及び不正行為を行った者は、不合格とする。

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

修了考查問題 F

－お願い－

1. 修了考查問題用紙、解答用紙に必ず氏名と受付番号を記入して下さい。
2. 終わり次第、試験問題用紙、解答用紙を一緒に提出して下さい。

受付番号		氏名	
------	--	----	--

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)	問題	区分
	4択(F)	全科目

※この用紙は、問題のみです。答えは解答用紙に記入して下さい。

科目1:建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1(配点:10点)

1. 「建築物石綿含有建材調査」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 現在では、製造禁止前から使用されている全ての石綿含有製品の継続使用は、禁止されている。
- ロ. 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2、3、石綿含有仕上塗材に該当する全ての建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- ハ. 1975(昭和50)年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
- ニ. 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」の2種類で、「維持管理のための建築物調査」は含まれていない。

2. 「石綿の定義、種類、特性」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿の特性として、電気を通しにくいこと、細菌・湿気に強い点がある。
- ロ. 石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全ての総称である。
- ハ. 厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、セピオライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
- ニ. レベル1の石綿は、飛散性が低い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれない。

3. 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 石綿等を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度は、大気汚染防止法において、規制基準として、10f/Lが定められている。
- ロ. 中皮腫とは、腹膜のみに発生する悪性腫瘍をいう。
- ハ. 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などがある。
- ニ. 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強く、最も潜伏期間が長いことが知られている。

4. 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 吹付け石綿が使用されている建築物では、物理的な接触により石綿の飛散が発生する。例えば、天井面へポールや棒を当てる場合は12～18f/L、ほうきでこする場合は2,100f/Lとなり、100倍以上ほど石綿繊維の気中濃度の差がある結果が報告されている。
- ロ. 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業(建設業以外)」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、石綿肺が最も多い。
- ハ. 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1975(昭和50)年以前の建築物は優先順位が最も高い。
- ニ. 肺がんの死亡率は石綿ばく露量に比例し、中皮腫の死亡率は石綿ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。

科目2:建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2(配点:10点)

5. 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 解体等工事が平成18(2006)年9月1日以降に工事着手した建築物の解体、改修等の建設工事に該当する場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要とする。
 - ロ. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)では、建築物等の分別解体等のための調査が義務づけられており、また、自治体の条例でも調査義務が課せられている場合もある。
 - ハ. 建築基準法(第12条)における定期報告の対象となる建築物の場合、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用の有無、使用されている場合の措置の状況についても報告事項となっている。
- ニ. 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当しない。

6. 「リスク・コミュニケーション」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 日本国内において、石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省から「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が2017(平成29)年に公表されている。
 - ロ. リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることが重要である。
 - ハ. 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
- ニ. リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。

7. 「石綿含有建材調査者」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿含有建材調査者は、石綿含有建材の調査の専門家であり、対策や工法については除去工事業者が行うため、精通しておく必要はない。
 - ロ. 建築物の調査結果は、解体・改修工事の施工方法や、その後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価などにも大きく影響する。
 - ハ. 石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材のうち工事が対象となる工区内のみの建材について調査をする必要がある。
- ニ. 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて調査者の推測判断を行う。

8. 「事前調査の具体的手順の例」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 目視調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、報告書にその旨を記載する必要はない。
 - ロ. 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿なし」とみなすことが基本となる。
 - ハ. 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で必ず試料採取・分析を行い、判定しなければならない。
- ニ. 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、建物の各階のレイアウト看板や建物履歴などのヒアリング情報から推測し、目視調査のための事前準備を行う。

科目3:石綿含有建材の建築図面調査(配点:35点)

9. 「建築一般」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建築基準法において「床(構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床を除く)」は、建築物の主要構造部である。
- ロ. 建築基準法において「壁及び構造上重要ではない間仕切壁」は、建築物の主要構造部である。
- ハ. 建築基準法において「屋根及び構造上重要ではないひさし」は、建築物の主要構造部である。
- ニ. 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、道路境界線より1階にあっては3m以内、2階以上にあっては5m以内の距離にある建物の部分をいう。

10. 「建築一般」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「1時間」である。
- ロ. 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が同一である。
- ハ. 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「30分間」である。
- ニ. 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「2時間」である。

11. 「建築設備」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 空調設備において、冷温水を使って空調する方式のうち、ファンコイルユニットでは、ファンコイル設置の場所の壁に吹付け石綿は施工されていない。
- ロ. 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれる。
- ハ. 昇降機のシャフト(昇降路)には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。
- ニ. 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に石綿が使われており、また、ボイラー室の壁や天井に吹付け石綿が使われていた。

12. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け、半乾式吹き付け、湿式吹き付けの3つの工法がある。
- ロ. 石綿含有吹き付けロックウール(湿式)は比重が大きく硬いので、吸音(遮音ではない)を目的とした吹き付け石綿には使用されていないと推測できる。
- ハ. 石綿含有吹き付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として半乾式(半湿式)工法が開発され、現在では半乾式工法により石綿が含有されていない吹き付けロックウールが施工されている。
- ニ. スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当せず、飛散性は無い。

13. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 吹付けバーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケースはあるが、不純物として石綿を含有するケース(天然鉱物由来の石綿)はない。
- ロ. 石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているため石綿無含有建材と判断してよい。
- ハ. 1980(昭和55)年にロックウール工業会の自主規制により、会員各社が石綿含有吹付けロックウールの使用を中止し、ロックウール工業会所属のメーカー各社は、石綿を添加しないロックウールだけのものに変更したので、1980(昭和55)年以降は石綿含有吹付けロックウールが施工されていた可能性はない。
- ニ. 石綿含有吹付けパーライトが使用された目的は、吸音、断熱、結露防止、化粧仕上げであり、代表的な製品名は「アロック」「ダンコートF」である。

14. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル3の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。
- ロ. けい酸カルシウム系保温材は、平板、半円筒などの形状をしており、各々の被保温箇所に被せ、バンドや番線などで固定して使用されていた。
- ハ. 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「グラスウールマット保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- ニ. 石綿を含有している保温材は、1920年代から建築物、構造物、船舶などに多く使用されており、高温や低温の液体用の配管用鋼管、タンク、タービン、焼却炉の外周部などの保温、断熱、防露を目的として使用されていた。

15. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- ロ. 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
- ハ. レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも圧倒的に多い。
- ニ. 調査対象建築物の施工時期がわかってもレベル3の石綿含有建材を推定することはできない。

16. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿含有パーライト板は、主に、工場、倉庫、事務所などの内装材として壁材および天井地下材に使用されている。
- ロ. 石綿含有ビニル床シートの裏面には、必ず製品名などの印字がある。
- ハ. 強雨石綿含有ルーフィングは、目視で、石綿が含有されているか否かの識別が可能である。
- ニ. 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地には使用されていない。

17. 「書面調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 目視調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、書面調査の計画を立てるために行う。
 - ロ. 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているので、建築物の現状を現したものとして考えてよい。
 - ハ. 書面調査の一連の過程において、より多くの有用な情報が得られるよう、調査者は、建築一般、建築設備、石綿含有建材の背景知識を習得しておくことが重要であるが、防火材料については特に必要ない。
- ニ. 石綿調査の第1段階は、設計図書等の調査(書面調査)から始まる。

18. 「図面の種類と読み方」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 施工図の内容は詳細事項が多いため、理解するには専門知識が必要である。
 - ロ. 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施工要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
 - ハ. 竣工図は、竣工時に設計図書(建築確認図を含む)を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面なので、テナント工事の未記入、修正ミス、記入漏れはほとんど無く、現場との整合が取れている。
- ニ. 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、平面図、断面図、矩計図、天井伏図などにある。

19. 「図面の種類と読み方」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 内部仕上表には、間仕切壁や天井裏、ペリメータカウンター内や外壁等の裏打ちなどの直接見ることのできない部分の建材も記載されている。
 - ロ. 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。
 - ハ. 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できない。
- ニ. 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理などの情報が得られる。

20. 「図面の種類と読み方」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 調査に当たる際は、建築確認図などの借用について、建築物所有者など関係者の許可は特に必要ない。
 - ロ. 建築図面などの借用時には、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明が必要である。
 - ハ. 建築図面などを借用する場合、複製であっても、使用後に返却しなければならない。
- ニ. 建築図書などの借用時には必ず借用書を作成し、返却の際は図面・書類を借用書に基づき返却を確認する。

21. 「石綿含有建材情報の入手方法」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」で検索した建材(商品)がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。
- ロ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は、情報整備を現在も行っており、適宜、更新が行われるので最新版に留意する。
- ハ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は更新されている場合があるが、活用した場合に、調査結果に使用・確認した年月日を記載する必要はない。
- ニ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間、石綿の種類・含有率等の情報が検索できる。

22. 「書面調査結果の整理」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 建築図面が全くない場合は、目視調査に記録用紙を持参し、各階を目視の上、各階の概略平面図を作成する。
- ロ. 網羅的調査(目視調査の準備)とは、解体や改修を行う部位の「一部の建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
- ハ. 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、調査者が目視調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いればよい。
- ニ. 書面調査結果の整理は、「1.石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。

科目4:目視調査の実際と留意点 (配点:35点)

23. 「目視調査の流れ」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同じである。
- ロ. 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。
- ハ. 目視調査では、発注者のさまざまな制約条件があるので、事前に計画を立てても無駄になることが多いため、石綿含有建材調査者のその場その場での判断により実施するのが最も効率的である。
- ニ. 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。

24. 「事前準備」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 調査対象の現場が高所の時には、墜落制止用器具を着用する。
- ロ. 試料採取時には、防護服(JIS T 8115 化学防護服タイプ5)又は専用の作業衣(JIS T 8118 静電気帯電防止作業服)を着用する。
- ハ. 調査時の装備について、「点検」、「調査」、「巡視」などと表示された腕章を装着したり、名札を首から掛ける必要は特にない。
- ニ. 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要であり、現地の状況を予測して必要な用品を準備する。

25. 「目視調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 採取した試料の採取用密閉容器(チャック付きポリ袋)などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのではなく、試料採取したその部屋で記入し、忘却や試料の混同を避けるようにする。
- ロ. 目視調査に臨む基本姿勢として、現場はさまざまな状況があり、動線計画を事前に立てても無駄になることが多く、効率的ではない。
- ハ. 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。
- ニ. 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認することは重要である。

26. 「目視調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 令和3年4月以降において、事前調査では、書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、目視調査は行わなくてもよい。
- ロ. 石綿含有建材の調査を行うにあたっては、石綿含有建材かどうかの判断ができればよいので、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する知識は必要ない。
- ハ. 改修工事が行われている場合や仕様を満たすため、現場判断で設計図書と異なる施工を行った場合があるなど、石綿の有無は、むしろ設計図書に明記されていないことが多い。
- ニ. 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者に対しては、事前調査は除去等の作業とは異なり、安全衛生上のリスクがないので、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則などの規制対象外である。

27. 「目視調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 防じんマスクのフィルターは、調査対象建築物ごとに新しいものを取り替える。
- ロ. 石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「12カ月以内ごとに1回」、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。
- ハ. 目視調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、分析を行わないで石綿含有と「みなす」ことも認められている。
- ニ. レベル1の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないという判定を行わないこと。

28. 「目視調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿含有成形板の裏面確認において、認定番号からは、「不燃」「準不燃」「難燃」の区別はつかない。
- ロ. 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示の可能性はないため、一つの表示で判断できる。
- ハ. 天井点検口の材料は、天井使用材とは異なる可能性があることを考慮する。
- ニ. 調査において、同種の建材が繰り返し使われている場合は、同一建材とみなすことができる。

29. 写真の建材の裏面から得られる情報イ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ロ. アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。
- ハ. 国土交通大臣認定不燃材料 NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ニ. 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。



30. 「試料採取」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「不均一」になっている可能性が極めて高い。
- ロ. 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、その接着している材料は、剥離しないこと。
- ハ. 試料採取にあたって、必要であれば、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シート等を準備する。
- ニ. 複数の場所で採取する場合は、採取場所ごとに、採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てを使用する等、他の場所の試料が混入しないように十分注意する必要がある。

31. 「試料採取」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。
- ロ. 耐火被覆材には、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」があり、「耐火塗材」は含まれない。
- ハ. 試料採取で留意しなければいけない事例として、石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることがある。
- ニ. 吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、「モルタル」を表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。

32. 「試料採取」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 解体を目的とした場合の建築用仕上塗材は、「下地調整塗材」および「仕上塗材」が調査対象となる。
- ロ. 複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャー（質感）が付与されていることが多く、これらの凹凸部分を形成している主材は、場所によって組成にバラつきがある。
- ハ. 採取した試料を分析機関に提出する際は、試料の取り違いなどが発生しないように必ず石綿含有建材調査者本人が記入から封印まで、責任を持って行うことが望ましい。
- ニ. 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、実際に使用されている「製品名」を特定することは難しいので、分析により判定する。

33. 「目視調査の記録方法」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

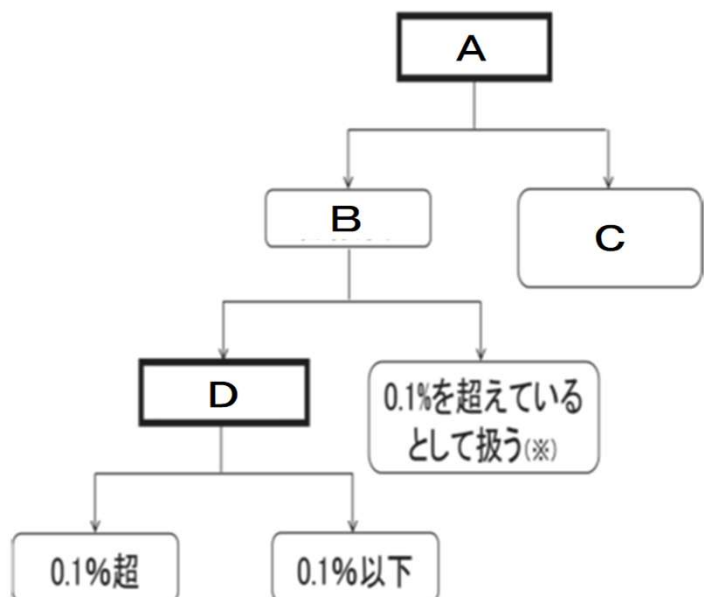
- イ. 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
- ロ. 石綿含有建材調査者は、維持管理の注意事項を調査報告書に記載する際には、年に数回程度の入室者にも、あるいは将来の改修工事の作業者に対してであっても、粉じんばく露の可能性が伝わるようにする。
- ハ. 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし(劣化が見られない)」という2局化した分類のみであり、その中間に該当する抽象的な判定を行わない。
- ニ. 撮影に際しては、対象物は近接撮影(アップ)を行うが、特に広角撮影は行わなくてよい。

34. 「建材の石綿分析」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことはできない。
- ロ. 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定量分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定性分析方法」がある。
- ハ. 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- ニ. 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。

35. 下図は、石綿含有分析の流れ(概要)である。選択肢イ、ロ、ハ、ニは、表中の空欄A、B、C、Dに該当する用語を示したものである。組合せとして正しいものを選びなさい。

- イ. A) 定量分析
B) 含有あり
C) 0.1%以下(不検出)
D) 定性分析
- ロ. A) 定性分析
B) 含有あり
C) 含有なし
D) 定量分析
- ハ. A) 定性分析
B) 含有あり
C) 0.1%以下(不検出)
D) 定量分析
- ニ. A) 定量分析
B) 含有あり
C) 0.1%を超えているとして扱う
D) 定性分析



36. 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 部屋別の目視調査個票には、掲載する写真も同時に挿入しておく。
- ロ. 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領したら、石綿含有建材調査者は速やかにチェックを行う必要がある。
- ハ. 試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票の作成については、後日、思い出しながら作成が可能であるため、下書き程度での整理は不要である。
- ニ. 石綿含有建材調査者は、建築物所有者に調査結果の説明をする場合には、「1.石綿含有の有無」、「2.含有していた場合のリスク」、「3.今後の維持管理の方法」の3点を簡潔に説明する必要がある。

科目5:建築物石綿含有建材調査報告書の作成(配点:10点)

37. 「目視調査総括票の記入」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建築物の概要欄における建築物所在地は、地番・家屋番号ではなく、「住居表示」を記入する。
- ロ. 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。
- ハ. 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載する。また、補助した者の名前についても必ず記載する。
- ニ. 今回調査できなかった箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった等の問題で、試料採取が不可能な箇所については、その詳細は記載しなくてよい。

38. 「目視調査個票の記入」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 部屋ごとの記入における劣化度の判定は石綿含有建材調査者の技術として重要であるが、必須の記入項目ではないので、劣化の程度が判別できないときは空欄とし、安易な判断をしないよう努めなければならない。
- ロ. 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
- ハ. 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称でもよい。
- ニ. 写真集の作成にあたっては、石綿含有建材調査者以外に補助員を用意し、撮影させることで、様々な構図や異なる視点が得られる。

39. 「調査報告書の作成」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 調査報告書には、調査結果から得られた情報を記載するにとどめ、劣化状況による対策の必要性や改修・解体工事時の留意点など建築物所有者が行うべきことについてアドバイスなどを記載する必要はない。
- ロ. 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書入手した結果、石綿含有建材調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果だったなど、少しでも疑義があった場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。
- ハ. 目視調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
- ニ. 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに目視調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。

40. 「所有者等への報告」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- ロ. 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、目視調査個票は省略することができる。
- ハ. 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、目視調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
- ニ. 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。